

「学術集会への演題応募における倫理的手続きに関する指針」改正の要点

1 本指針としての改訂

「はじめに」に記載している「ヒト受精胚」に対応して、カテゴリーIIに「ヒト受精胚を扱う研究」の記述を本文に追加しました。

2 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の一部改正（令和5年3月27日告示、同年7月1日施行）に沿って本指針を一部改正しました。

本指針に該当する改正箇所の概要

- 1) 「適切な同意」のうち、個人情報に関する研究対象者の同意の内容がより明確になるように修正しました。
- 2) インフォームド・コンセント等の手続（試料・情報の取得・利用・提供）について見直しが行われたことに対応した修正を行いました。
 - ・研究対象者等から包括的に同意を受けて得られた既存試料・情報を用いて、同意を受ける時点で特定されなかった研究がその後特定され実施される場合の手続などについての記載が追加されました。

（参考）厚生労働省ホームページ 研究に関する指針について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>